

農林水産商工常任委員会資料

(平成21年9月15日)

件名

- 1 労働委員会個別労働関係紛争処理制度周知月間について 1

労働委員会事務局

労働委員会個別労働関係紛争処理制度周知月間について

平成21年9月15日

労働委員会事務局

- 1 目的 10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間と定め、全国の労働委員会とともに、種々の周知・広報活動を共同実施し、同制度の一層の利用促進を図る。全国の労働委員会が周知・広報活動を一齐に行うのは初めて。
- 2 実施主体 労使ネットとっとり（鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター）の委員及び事務局職員
- 3 実施期間 10月1日（木）から10月31日（土）まで
- 4 実施内容
 - (1) 全国労働委員会共通ポスターの掲示
全国の労働委員会と連携して作成したポスターを官公署などに掲示

ポスター、リーフレット（ゲゲゲの鬼太郎を起用）	
（予定枚数 10,000 枚）	
・作成枚数	ポスター 6,163枚（うち鳥取県労委330枚）
（予定枚数 100,000 枚）	
	リーフレット 96,193枚（うち鳥取県労委3,300枚）
・頒布先	全国労働委員会（39労委）及び中央労働委員会
・頒布価格	ポスター135円、リーフレット9円
 - (2) 弁護士会等の県内関係機関へ個別労働関係紛争処理制度への協力を依頼
 - (3) 街頭リーフレット・ティッシュ配布
10月2日（金） JR鳥取、倉吉、米子駅前
 - (4) 日曜労働相談会（委員、事務局職員）
10月4日（日） 午前10時～午後3時（倉吉市）
10月18日（日） 午前10時～午後3時（鳥取市）
10月25日（日） 午前10時～午後3時（米子市）
 - (5) 12時間労働相談（労働問題12時間相談）
10月5日（月）～10月9日（金） 午前8時～午後8時
- 5 全国労働委員会連絡協議会の共同PR事業
 - ①全国労働委員会共通ポスター・リーフレットの作成
 - ②中央労働委員会ホームページに個別労働紛争処理制度コーナーの開設
 - ③中央労働委員会と道府県労委との連携による制度に関する周知・広報
 - ④全国労働委員会個別労働紛争解決制度周知月間の設定
 - ⑤全国労働委員会による関係機関に対する協力要請

(参考)

1 全国労働委員会共通ポスター作成フレーム

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 労働委員会PR・ 利用促進事業	5,188	0	5,188			5,088	100	

事業内容の説明

1 事業の概要

個々の労働者と使用者との間に発生したトラブルを解決するための「個別労働関係紛争解決（相談・あっせん）制度」の周知と利用促進を図るため、各労働委員会との協働・連携によりポスター、リーフレットを作成配布する。

2 事業の内容

鳥取県が全国労働委員会連絡協議会の幹事労委としてポスター、リーフレットを作成し各労働委員会へ頒布する。財源はその物品売払収入を当てる。

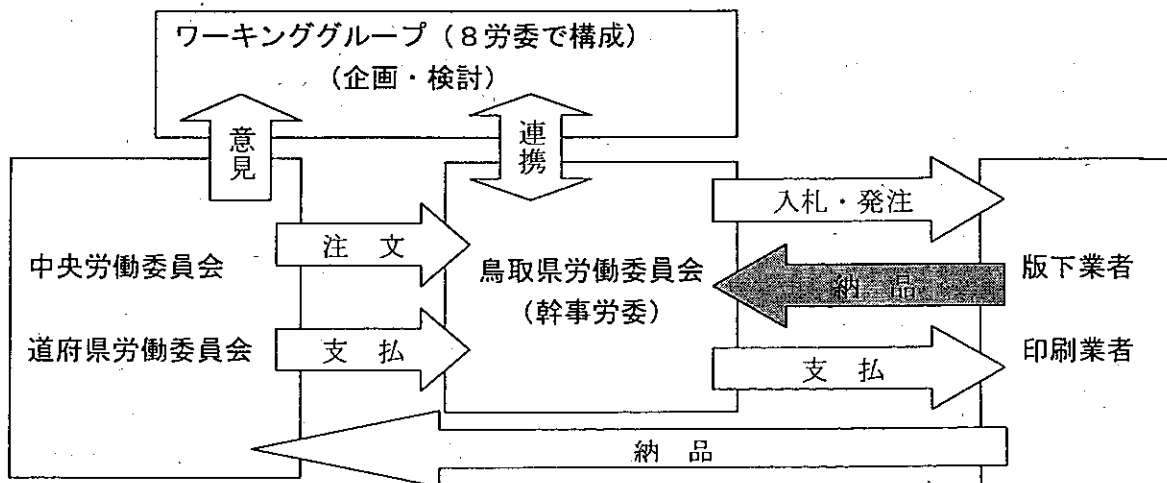
<所要経費>

◇企画制作費用	2,888千円
◇印刷費用	2,090千円
◇各府県への送料	210千円
計	5,188千円
契約実績額 →	(1,749千円)

※ポスター・リーフレット作成に係る
鳥取県の実負担額

◇作成総費用	5,188千円
◇各府県からの 売払収入	5,088千円
計	100千円 (36千円)

3 作成手順



2 個別労働関係紛争あつせん事件の年度別取扱・処理状況等

年度	件数 (件)	処理状況(実数) (件)					平均 処理 日数	紛争内容(重複集計) (件)			
		解決	取下	打切	不開始	係属中		経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等(勤務時間等)	職場の 人間関係・その他(嫌がらせ等)
17年度	5	4		1			21.6日	3	2		1
18年度	21	15		6			23.8日	11	9	5	8
19年度	19	7	3	5	4		19.5日	9	9	6	3
20年度	27 (11)	18 (7)	1 (1)	1 (1)	7 (2)		37.8日	21 (8)	8 (5)	1 (1)	5 (2)
21年度	17	8		2	4	3	32.7日	5	10	11	5

※ 平成20年度の下段括弧内は平成20年8月31日時点の件数。

※ 平成21年度は平成21年8月31日時点の件数。

3 個別労働関係紛争に係る労働相談の年度別対応状況

年度	件数 (件)	相談内容(重複集計) (件)				対応状況(実数) (件)			
		経営又は人事(解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間 関係・その他(嫌がらせ等)	説明・助 言・資料 提供	あつせん 制度説明	他機関 紹介	
17年度	40	27	7	9	6	28	8	4	
18年度	40	14	11	17	9	26	9	5	
19年度	78	25	22	20	22	52	20	6	
20年度	114 (46)	41 (14)	39 (19)	38 (24)	26 (10)	83 (30)	11 (7)	20 (9)	
21年度	30	9	9	7	8	17	3	10	

※ 平成20年度の下段括弧内は平成20年8月31日時点の件数。

※ 平成21年度は平成21年8月31日時点の件数。

4 個別労働関係紛争の解決にあたる各機関の機能・特色

制 度	労働委員会の行うあっせん	労働局の行うあっせん	労働審判(地方裁判所)
事業対象	○個別労働関係紛争事案 【対象外事業】 ・労使間の私的事項に関する紛争 ・他の制度で処理中の事案 ・調停終了、裁判判決事案 ・募集、採用に関する紛争	○個別労働関係紛争事案 【対象外事案】 ・同左及び募集、採用に関する紛争 ※男女雇用均等に係る紛争は、「調停委員会」による調停を実施する。	○個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争 ※紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないものは、審判を終了することができる。
制度的特徴	○公・労・使の委員各1名による3者構成で懇切丁寧なあっせん ○原則30日以内解決を目標 ○回数制限なし(3回もあり) ○遠隔地は原則として現地あっせん ○希望により勤務時間外のあっせんも可能 ○補佐人の帯同・代理人の選任が可能	○紛争調整委員会(原則1名)があっせん ○原則1ヶ月以内解決を目標 ○原則1回(数時間程度) ○補佐人の帯同・代理人の選任が可能	○原則3回以内の期日で事件を審理しつつ調停を試み、調停が成立しない場合は審判を行う ○労働審判官(1名)の他に労使関係の専門家(2名)が審理と合議に加わる ○審判内容に不服があれば訴訟へ移行
費用	無料	無料	有料
その他	○非公開・秘密厳守 ○申請があれば、通常事務局が実情調査し、紛争当事者から意見聴取する。 ○あっせん申請書 ・事務局、各中小企業労働相談所に備え付け ・県のホームページからダウンロード可能	○非公開・秘密厳守 ○委員忌避制度なし ○事務局の事前調整は委員が要請した場合に実施	○原則非公開 ○秘密厳守 ○任意代理人は原則弁護士 ○労働審判の決議は多数決による ○紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないものとして、手続が終了した場合も訴訟へ移行。

5 平成20年度 個別労働関係紛争の各機関別事件数

区 分	労働委員会 件	労働局 件	労働審判 件
全 国	481	8,457	2,417
鳥取県	27	48	12